

美馬市サテライトオフィス体験施設の設置及び管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、美馬市サテライトオフィス体験施設（以下「体験施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 美馬市外から美馬市へサテライトオフィスの進出を希望している法人若しくは個人事業主又は美馬市外から美馬市で起業を希望している者（以下「希望者」という。）に対して、一定期間、美馬市でのサテライトオフィス体験や起業の検証ができる機会を提供する施設として、体験施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美馬市サテライトオフィス体験施設
- (2) 位置 美馬市穴吹町口山字宮内326番地2

(使用の許可等)

第4条 体験施設を使用しようとする希望者は、次に掲げる関係書類を添えて、美馬市サテライトオフィス体験施設使用申請書（様式第1号）を使用日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の身分を証明することのできる証明書の写し
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に定める申請書を審査し、支障がないと認めるときは、美馬市サテライトオフィス体験施設使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 体験施設を使用するものは、次に掲げる各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 美馬市でのサテライトオフィス進出若しくは起業を希望していること。
- (2) 法人の場合は、美馬市外に本社があること、個人事業主または個人においては美馬市外に住所を有する者であること。
- (3) 転勤等による滞在予定者でないこと。
- (4) 旅行に伴う宿泊利用でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(使用の制限等)

第5条 市長は、前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の号の1に該当するときは、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をしたとき。

- (4) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (5) 体験施設の施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 体験施設の施設を模様替えし、又は増築したとき。
- (7) 体験施設の施設の全部又は一部を転貸し、又は使用の権利を譲渡したとき。
- (8) 犬や猫などのペットを飼育したとき。
- (9) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (10) その他市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定により、使用の中止等の処分を受けた者に損害が生じても、市は、これを賠償しないものとする。

(使用期間)

第6条 体験施設の使用期間は1日以上30日以内とする。当該使用期間内に使用しない日があっても、連続して使用したものとみなす。

2 使用期間の延長については、施設の管理上支障がない場合に限り、使用を開始した日から起算して30日を超えない範囲内で認めるとする。ただし、再延長は認めない。

3 前項に定める使用期間の延長を希望する者は、美馬市サテライトオフィス体験施設使用延長許可申請書(様式第3号)を延長を希望する日の前日までに市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に定める延長許可申請書を審査し、支障がないと認めたときは、美馬市サテライトオフィス体験施設使用延長許可書(様式第4号)を使用者に交付するものとする。

(使用料)

第7条 体験施設の使用にかかる料金(以下「使用料」という。)は、日額1,500円とする。

2 前項の使用料の中には、光熱水費(電気料・水道料)、燃料費(ガス代)、放送受信料を含むものとする。ただし、灯油代、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品及び交通費は、含まず、使用者の負担とする。

3 使用者は、使用料を前納しなければならない。

4 前項の規定により納めた使用料は、これを還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができないと市長が認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(明渡し)

第8条 使用者は、使用期間が終了するまでに当該体験施設を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の利用に伴い生じた当該体験施設の損耗を除き、当該体験施設を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項の明渡しをするときは、明渡しを事前に市長に通知しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設、設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は当該損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項に規定する体験施設を使用しようとする希望者は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

美馬市サテライトオフィス体験施設使用申請書

美馬市長 様

申請者住所
申請者氏名
(電話番号)

印

次のとおり、美馬市サテライトオフィス体験施設を使用したいので、許可くださるよう申請します。

なお、使用許可条件は厳守いたします。

使用の目的	
使用の場所	美馬市穴吹町口山字宮内326番地2 美馬市サテライトオフィス体験施設
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
利用人数	人（申請者を含む。）
利用後の展望	
備考	

※利用後の展望については、今後の計画について出来るだけ詳しく記載してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

美馬市サテライトオフィス体験施設使用許可書

様

美馬市長

印

年 月 日付けで許可申請のあった美馬市サテライトオフィス体験施設の使用については、次のとおり条件を付け許可します。

使用の目的	
使用の場所	美馬市穴吹町口山字宮内 3 2 6 番地 2 美馬市サテライトオフィス体験施設
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用料金	円
使用料納入方法	美馬市発行の納入通知書による
使用許可条件	1 美馬市サテライトオフィス体験施設の設置及び管理に関する規則を遵守すること。 2 使用期間中に公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、この許可を取り消すことができる。 3 市有財産の使用については、借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）の規定は、これを適用しないこと。
備考	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

美馬市サテライトオフィス体験施設使用延長申請書

美馬市長 様

申請者住所
申請者氏名
(電話番号)

印

次のとおり、美馬市サテライトオフィス体験施設の使用を延長したいので、許可くださるよう申請します。

なお、使用許可条件は厳守いたします。

延長の理由	
使用の場所	美馬市穴吹町口山字宮内326番地2 美馬市サテライトオフィス体験施設
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
利用人数	人（申請者を含む。）
備考	

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

美馬市サテライトオフィス体験施設使用延長許可書

様

美馬市長 印

年 月 日付けで延長許可申請のあった美馬市サテライトオフィス体験施設の使用については、次のとおり条件を付け許可します。

延長の理由	
使用の場所	美馬市穴吹町口山字宮内 3 2 6 番地 2 美馬市サテライトオフィス体験施設
延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
延長料金	円
使用料納入方法	美馬市発行の納入通知書による
使用許可条件	1 美馬市サテライトオフィス体験施設の設置及び管理に関する規則を遵守すること。 2 使用期間中に公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、この許可を取り消すことができること。 3 市有財産の使用については、借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）の規定は、これを適用しないこと。
備考	